令和８年９月10日

令和８年度第６回
青森市農業委員会　総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

１．開会年月日　　令和８年９月10日（木曜日）　午後1時30分

２．開会場所　　浪岡中央公民館　1階大ホール

３．閉会年月日　　令和８年９月10日（木曜日）　午後2時30分

４．議案

議案第28号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第29号　農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

議案第30号　農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

議案第31号　地域計画の変更に係る意見について

報告第14号　農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出の受理について

報告第15号　農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出の受理について

報告第16号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

報告第17号　農地法第３条第１項の規定に基づく許可処分の取消しについて

５．農業委員出席者の番号及び氏名

１番 秋　谷　　進	２番 安　部　浩　一	３番 一　戸　昭　憲
４番 大　柳　建　秀	５番 木　村　孝　芳	６番 工　藤　隆　志
７番 窪　寺　洋　志	８番 齊　藤　光　朗	９番 澤　田　今日一
10番 中　村　美喜雄	11番 成　田　貴　吉	12番 西　澤　清　光
14番 野　口　友　子	16番 堀　内　俊　春	17番 三　上　紘　史
18番 安　田　昌　樹	19番 山　田　正　樹	

６．農業委員欠席者の番号及び氏名

13番 西　塚　　伸	15番 福　士　修　身	

７．農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

２番 赤　田　千　草	４番 工　藤　隆　正	６番 風　晴　繁　雄
７番 山　内　洋　一	８番 山　田　五　月	９番 川　村　富　子
10番 川　村　忠　則	11番 小　泉　作　郎	13番 石　川　正　光
15番 野　呂　正　幸	16番 石　村　英　康	17番 猪　股　康　行
18番 出　町　鉄　昭	19番 細　川　隆　雄	

８．農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

１番 千　島　　修	３番 福　士　博　人	５番 木　立　忠　徳
12番 金　井　直　也	14番 奈良岡　和　也	

９．会議に従事した職員の職氏名

事務局局長	船橋　正明	事務局次長	白取　和子
事務局分室長	佐藤　保	主幹	相馬　康宏
主幹	古田　正之	主幹	櫻田　新司

10．議事の概要

（開会、議事録署名、会期）

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただいまから、令和８年度第６回青森市農業委員会総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

３番一戸昭憲委員、５番木村孝芳委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、両委員にお願いいたします。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)

引き続き会期を定めます。会期は、今日１日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　ご異議なしと認め、会期は今日１日と決定いたします。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　ただいまより議案審議に入ります。
　議案第 28 号を議題とします。
　事務局、議案説明をお願いします。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局
　所有権移転が６件、賃借権設定が５件の計 11 件となります。
 個別の内容につきましては、議案書の２ページから４ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。
　右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。
　申請事由としては、譲渡人又は貸人については労力不足や高齢、共有持分の贈与、孫への贈与のため、譲受人への耕作地集約のため、譲受人又は借人については新規就農、経営規模の拡大、共有持分の贈与、農業経営の法人化、祖母からの贈与のためといった理由となっております。
　これらはいずれも、農地法第３条第２項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付しているＡ３の資料「調査書」のとおりとなります。
　なお、新規就農者２件のうち、自家消費を主とした方の申請が２件ありましたので、営農計画書を資料として添付させていただいております。
　それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　それでは４ページ目の賃借権設定 申請番号 122 番の審議を行うにあたり、三上紘史委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（三上紘史委員　退席）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　これより当該申請について審議を行います。
　質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員
（意見なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
ご異議なしと認め、そのように決定します。
三上紘史委員を入場させてください。

（三上紘史委員　入場）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。
質問、意見のある委員は述べてください。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
はい、木村委員。

○５番（木村孝芳委員）
今回も、自家消費が２件あるんですけども私が質問したいのはこのことじゃなくて、自家消費以外の人を呼ぶじゃないですか。呼んでいますよね毎回。呼ぶ人と呼ばない人の違いってなんですか。

○事務局
こちらの方も、自家消費の方はやらないっていう風に全員で一旦ここの場で決めたことだと記憶しておりました。なので、自家消費の方は呼ばないルールにしております。

○５番（木村孝芳委員）
法律上はどうなっているんですか。要するに自家消費であっても、農業委員会の許可書をもって所有権移転はできないんですよ。許可がないとね。自家消費以外であってもなんですけど、自家消費と自家消費以外で区別されるのは法律上ちゃんと書いてあるんですか。

○事務局
　そもそも、新規就農者を本当は呼ぶ必要がなくて、こちら農業を経営される方は一応お話を聞いた方がいいかなってことで呼んでいるといものであります。元々は、こちらに面接のような形を取る必要は法律上記載は無いです。

○５番（木村孝芳委員）
　無いんであれば呼ばなくてもいいとは思うんですけども。何故かというと、自家消費とか法律はなるべくみんなに適応されるもんなんですよ。だから、呼ぶか呼ばないか区別することは何もないと思うんですけど。いかがでしょう。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　はい、齊藤委員。

○８番（齊藤光朗委員）
　私の認識では、その前は面積に関係なく呼んでいたんですけども、下限面積５反歩がなくなった去年に、面積何㎡、何十㎡でも呼ぶのはちょっとどうなんだろう。自家消費ってわかってるので、それで私の認識では１反歩以上、そういう形で新規就農を呼ぶってことで、ここで話し合って決めたと思っております。

○５番（木村孝芳委員）
　法律改正があった時点で、呼ぶとか呼ばないとか決めればいいんじゃないんですか。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　前の月例総会において、みんなで協議して自家消費の人はいいということで意見が統一されて呼ばなくても良くなった経緯があるはずです。

○５番（木村孝芳委員）
　自家消費はいいけども、自家消費以外の人は呼んでるでしょ。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　経営する農家に対しては。

○５番（木村孝芳委員）
　それはどこに書いてるんですか。法律上のどこに書いてあるんですか。
　自家消費以外のものについて、ここに呼んで質問するじゃないですか、それは法律のどこに書いてあるんですか。

○事務局
　一応、かなり昔からの話なんですけども、事務局だけで審査するのではなくて、委員の皆さんにも、新規就農として営農するということでお話を聞いてもらおうということから始まったとお聞きしております。その中で制度改正があって、家庭菜園の方達も入ってくるので家庭菜園だけは除外しましょうか、ということで話は決まったと記憶しております。法律が何条に書いてあるとかではなくて、委員の皆さんが審議しやすいように呼ばせていただいているとご理解していただいてると思っていました。

○５番（木村孝芳委員）
　提案なんですけども、書面審査だけでいいと思うんですけどね。あえて、営農の人を呼ぶ理由はないと思うんですけどね。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　今の木村委員の話は、木村委員も同席してる中で総会で決議したと思っているんですけど。違いますか。ここでまたそれを掘り返してどうのこうっていうのはちょっとって私は思うんですけども。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　はい、秋谷委員。

○１番（秋谷進委員）
　１番、秋谷です。今の意見、木村さんの意見ありますけども、今まで通りやってきた訳ですので、今まで通りでいいか決を取っていただければと思います。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　再度、再決議という形で、皆さんいかがですか。

○各委員
（異議なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　挙手の上採決を取りたいと思いますけども。それでよろしいでしょうか。

○各委員
（異議なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
家庭菜園の方も呼ぶことに反対の方挙手お願いします。

○８番（齊藤光朗委員）
制度改正があった時に、５反歩以上、農家としてちゃんとやっていくっていうことで新規就農を認めていたじゃない。それが５反歩以上の貸し借り、売買で下限面積なくなったおかげで何㎡でも売買とかが自由になったと。制度が変わったあたりは、木村さんが言ったように、すべての人を新規就農、今まで農家でなかった人、何㎡でも何十㎡でも呼んでいた訳よ。だけど、農業経営っていうのは、私も農林業センサスの調査委員を何年もやったけども、あれでいけば 10 万円以上の販売農家ってことで調査対象になるから、それと同じで、農家経営するための新規就農者っていうことではない訳よ。何㎡って人達は。だから、皆呼ぶ必要はないんでないかいって、ここで皆で話し合って、私の記憶では、1 反歩以上の人は呼ぶけども、そうでない人は呼ばないと。わかりきってることに呼んでも意味ないよねってことで、それで決定して今があると思うんだけど。
木村さんは、そうでなくて皆呼んだ方がいいってことなんですよね。

○11 番（成田貴吉委員）
聞き方としては、今まで通りでいいか、今回変更するべきかということで決を取っていただきたいんですけども。

○９番（澤田今日一委員）
面積どうなんですか。1 町歩買っても家庭菜園だって。私、自家消費だって言えば通るってことですか。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
なりますね。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
木村さんの話は、全員呼ばなくてもいいってことですか。

○５番（木村孝芳委員）
そうです。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
この案件を見るには、自家消費、もしくは経営する場合は経営って形になる訳ですけど、澤田委員の言ったように、２町歩でも３町歩でも、自家消費であれば呼ばないってことも当てはまるってことになりますよね。

○９番（澤田今日一委員）
　そうです。だから、昔みたいに３反歩とか５反歩とか下限面積の呼ぶとか呼ばないとか、ちゃんと説明してから決を取ってください。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　それでは、１反歩 10a で１反歩以上は呼ぶ以下は呼ばないってことでどうでしょうか。
　面積も確定するしいいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○事務局
　かつて、面積の話もあったんですが、今現在皆さんでお決めになった基準は、家庭菜園は呼ばない、それ以外は呼ぶってことで、決を取ったものとなっております。
　これを、新規就農でも呼ばないっていうのか、家庭菜園だけ呼ばないのかそこを多数決取っていただければと思います。
　今は、面積に関わらず家庭菜園は呼ばない、そうなっております。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　事務局長、今の澤田委員の意見は２町歩とかやっても自家消費だと言えば呼ばないってことになるんですかという意見ですから。

○事務局
　規模もそういう風に決まっています。皆さんで決めていただいた内容です。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　私は、今１反歩 10ａ以上は呼ぶ、10ａ以下は呼ばないラインは引いた方がいいんじゃないですかと思っていかがでしょう。

○事務局
　事務局からもう 1 つ。先程、2 町歩とかって話なんですけども、さすがにそれはこちらでも疑います。いくらなんでもって確認はしますので。そこは信じてもらいたいです。
　ただ、そこを線引くと配る人がいっぱい居る人もいる訳ですよ。

○9 番（澤田今日一委員）
　・・・です。

○事務局
　澤田委員が出席していた運営協議会で不要との意見だったはずです。
　何故、今変わったんですか。

○９番（澤田今日一委員）
　一番悪いのは下限面積がなくなったのと。

○事務局
　下限面積の話をされると農地法が変わった話なのでどうこうっていうのはできないんですけども。出席させるかは委員会で決めることになります。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　私が言ったように、１反歩 10 a 以下は呼ばないという形を取ったらいいんじゃないんですか。

○18 番（出町推進委員）
　推進委員だけど、発言していいですか。
　法律では呼ばなくてもいいってことになるんですから、今木村さんが言ったように。ただ、この運営協議会と、この中で一応自家消費って人は呼びませんよと。仮に、面積が多くなっても何も法律に違反しているものではないんだから、それはそれでいいんじゃないんですか。
　だから、成田さんが言うように呼ぶか呼ばないか決めてもらえればいいと思いますけども。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　はい、安部委員。

○２番（安部浩一委員）
　２番、安部です。私の考えなんですけども、要は面積うんぬんではなくて、お金に換えてるか換えてないかの判断でいいと思う訳。金銭に換えるんであれば、当然色んなリスクがあってやっぱり農業経験が豊富な人からのアドバイスとか意見とか色んなことして農業経営に携わってもらいたいっていう意味合いもあるから、法律どうのこうのって法律に書いてなければ何してもいいってことではないと思うよ。書かれてない中には、書かなくてもこれは常識だろうなっていうっていうのがあって法律って成り立っているんですよ。幅を持たせている。だから、書かれてないからどうのこうのは、そういうことではないんだと思う。ただ、呼んで話するっていうのは、農業経営でお金にするかしないか。してない人に、農業経営そうだこうだってあります。同じ農業経営でも違うと思う。だから、お金にしてるかしてないかの判断だから。私は、家庭菜園の人は別に呼ばなくてもいいと、農業経営する人にはアドバイスとか農業経験者から聞いたりさ、こういう制度ありますとか、アドバイスの機会を与えるのも農業委員の役割なんでないのかなって思

うので、今まで通りでいいと思うんだけども。法律に書いてないからどうのこうのっていう人いるけどさ、書いてなければ何してもいいってことだよ。法律の解釈ってそうなんですよ。人の良識はこういうことはしないだろうって、良識を信じてるから幅を持たせてる訳で。書かれてないからってそういう議論をするべきではないし。農業に携わってる立場として考えてもらいたいんですよ。

法律は大事だけども、こういうことではないと思うんだよね。ただ、お金にするかしないかで判断した方が、もっと理解しやすいんじゃないのかなって私は思います。

私は、今まで通りでいいと思います。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)

色んな意見が出ましたけれども、今まで通りでいい、変更するで採決を取りたいと思います。

○各委員

（異議なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)

では、採決を挙手の上で取りたいと思います。

今まで通りでいいという方は挙手をお願いします。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)

挙手が 14 人ありますので、採決の結果今まで通りでいいという形でよろしくお願いします。

○各委員

（了承）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)

では、議案に戻りたいと思います。

他に質問。意見ある方はございますか。

○各委員

（意見なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
次に、議案第 29 号を議題とします。
事務局、議案説明をお願いします。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局
まず、１つ訂正がございます。申請番号 41 番、５ページの一番上ですが、こちら書類の不備がございましたので一旦取り下げさせていただきますので、今回の審議から外させていただきたいと思います。
本案の農用地利用集積等促進計画は、所有権移転が合計７件で、個別の内容につきましては、５ページから８ページに記載しております。
本案は、農業経営基盤強化促進法第 7 条農地中間管理機構の事業の特例である「農地売買等事業」であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件を満たしており、同法第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものです。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
これより、本案について審議を行います。
質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員
（意見なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
それでは、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　次に、議案第 30 号を議題とします。
　事務局、議案説明をお願いします。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局
　本案の農用地利用集積等促進計画（案）は、利用権設定が合計１件で、個別の内容につきましては、８ページに記載しております。
　これら農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の各号を満たしていると判断しております。
　なお、本議案につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当該利用集積等促進計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものです。
　それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　これより、本案について審議を行います。
　質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員
（意見なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第 31 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長　議案のみ朗読）

○事務局

本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、地域計画の変更案について、説明をお願いいたします。

○農業政策課（齊藤主査）

農業政策課の齊藤と申します。それでは、地域計画の変更案の資料をご覧いただければと思います。１ページ目、地域計画に係る審査表ですが、今回２件ございます。２件とも、地域計画に位置付けるものであります。申請番号１番です。申出者は、浪岡の土地改良区から申請されております。

申出地は、浪岡の下石川字岡田 151 ほか 248 筆、合計 456,626 ㎡。変更内容としましては、地域計画野沢地区への位置付けということになります。これは、ほ場整備実施に伴う農業を担う者と目標地図への表示のためでございます。地域計画の変更を認めた理由ですが、元々は農用地区居内であり、ほ場整備が実施されることより、農地の集団性や効率的な利用、担い手の利用の集積等が図られるためです。その他としましては、ほ場整備にあたっては、地域計画への位置づけが必要。土地所有者からは各種手続きについて同意を得て進めております。

続いて、整理番号２番です。申出者は鶴ヶ坂の●●●●さんです。申出地は、鶴ヶ坂字早稲田●●から●●、合計 9,277 ㎡になっております。変更内容としましては、地域計画新城地区への位置づけになります。こちらも先程と同じで、農業を担う者の記載と目標地図への表示ということになります。申出理由ですが、中山間地域等直接支払交付金の対象地とするために位置付けることになります。地域計画の変更を必要と認めた理由ですが、申出地は農用地区域内であり、農地の集団性や効率的な利用、担い手の利用の集積等が図られるため必要と認めました。

続いて、２ページ目です。こちらが、野沢地区のほ場整備の変更になります。今まで、農用地だったところをほ場整備するってことなので、面積の増減はありません。担う者をそちらの方に記載しております。

続いて、３ページ目です。赤い線で囲っている場所がほ場整備をする位置になります。４ページ目が、担う者、誰がどこの区画を作付するかというような図面になっております。

続いて５ページ目です。こちらは新城地区の地域計画への位置づけですが、田んぼが 0.93ha追加されますので、赤い字で書いてある通り、少し増えるという形になります。

続いて６ページ目です。こちらが、位置図と写真になります。以上でございます。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
ただいまの農業政策課の説明内容について、質問、意見のある委員は述べてください。

○議　長（西澤清光会長職務代理者）
はい、工藤推進委員。

○４番（工藤隆正推進委員）
４番、推進委員の工藤です。変更ということで、野沢の方ですけども、面積変わってないのに耕作する場所が変わったという申請なんでしょうか。

○農業政策課（斎藤主査）
まだ、はっきりした地番ができませんで、今のところ地図と人をばらかして位置付けておくというだけです。それで、仮処分が終わりまして新たな地番ができたらそこでまた正確な地域計画の位置づけがなされるということになります。

○４番（工藤隆正推進委員）
わかりました。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
他に質問、意見ございませんか。

○各委員
（意見なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
それでは、地域計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員
（異議なし）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　次に、報告第 14 号を議題とします。
　事務局説明願います。

（分室長　報告内容説明）

○事務局
　本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用を目的とした届出が２件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
（了承）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　次に、報告第 15 号を議題とします。
　事務局説明願います。

（分室長　報告内容説明）

○事務局
　本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が３件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
（了承）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
　次に、報告第 16 号を議題とします。
　事務局説明願います。

（分室長　報告内容説明）

○事務局
本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が３件となっております。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
（了承）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
次に、報告第 17 号を議題とします。
事務局説明願います。

（分室長　報告内容説明）

○事務局
本案は、令和８年４月の農地法３条許可案件について、譲受人・譲渡人双方からの合意による取消申請が１件となっております。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
（了承）

○議　長(西澤清光会長職務代理者)
はい、澤田委員。

○９番（澤田今日一委員）
今、報告受けた議案 30 号と報告 16 号の●●●●さん、●●●●さん同じなんですが。

○事務局

まず、こちらですね、時系列でいいますと、取り消しの方が先になります。元々の面積が 10,715 ㎡で、こちらで契約していたんですけども、こちらを取り消しまして、面積を改めて 10,000 ㎡で契約し直しするという形になっております。面積集約のために再契約になります。機構の方からこういう手続きを踏んでいただきたいとのことでしたので、ただ内容としましては、継続して面積の変更だけで契約という流れでございます。

○９番（澤田今日一委員）

わかりました。

○議　長(西澤清光会長職務代理者)

その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○４番（工藤隆正推進委員）

・農業者年金加入促進研修会の参加内容について

○２番（安部浩一委員）

・議案書の回収と個人情報の取り扱いについて

○議　長(西澤清光会長職務代理者)

他に事務局から何かありますか。

○事務局

・活動記録簿の提出について
・東青大会の資料について
・熊本地震義援金について

○事務局

次回の月例総会は、10 月 13 日（火）午後 1 時 30 分から、場所は「柳川庁舎２階大会議室」での開催となります。お間違いないよう、よろしくお願いします。

これをもちまして、令和８年度第６回青森市農業委員会総会を閉会いたします。